

甲 大判 二十枚ヲ一帖百 帖ヲ一締トス	三等品 (麻一割程度ノモノ)	同	〇、三七	
	二等品 (麻二割程度ノモノ)	同	一、八五	
	三等品 (麻一割程度ノモノ)	同	一、六二	

乙 中判 二十枚ヲ一帖百 帖ヲ一締トス	一等品 (麻四割程度シモノ)	同	一、九一	
	二等品 (麻二割程度ノモノ)	同	一、三七	
	三等品 (麻二割程度ノモノ)	同	一、一七	
	四等品 (主トシテ紙屑ノモノ)	同	九〇	チリメン紙ヲ除ク

(ホ) 薄葉紙 (半紙判四巾三千枚ヲ一丸トス)

甲 薄葉紙	一等品 (主トシテ三極ノモノ)	一丸	五、五五	
	二等品 (三極五割程度ノモノ)	同	四、六八	
	備考			

備考 前記銘柄以外ノ販賣價格ハ昭和十三年八月三十日現在ノ格差ニ依リ前記價格ヲ基準トシテ算出シタルモノトス

鳥取縣告示第六百十四號

昭和十三年九月鳥取縣告示第四十五號綿製品ノ最高販賣價格中蒲團綿、青梅綿ヲ、同年十二月鳥取縣告示第七百五十九號中燃料品ノ最高販賣價格ヲ、昭和十四年六月鳥取縣告示第三百八十八號綿製品ノ最高販賣價格中備後緋ヲ削除ス

昭和十四年九月二十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣告示第六百十五號

鳥取縣種馬飼育設備改善補助規程左ノ通之ヲ定ム

昭和十四年九月二十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣種馬飼育設備改善補助規程

- 第一條 種馬ノ飼育改善ヲ圖ル爲メ其ノ飼育設備改善ニ要スル經費ニ對シ本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス
- 第二條 本規定ニ於テ種馬トハ種馬統制法ニ依リ種牡馬、候補種牡馬、優良種牝馬又ハ候補優良種牝馬ニ指定セラレタル馬ヲ謂フ
- 第三條 補助金ハ種馬ノ飼養者ニシテ左ニ掲グル施設ヲナシタル者ニ對シ之ヲ交付ス

但シ別ニ國庫又ハ法人團體ヨリ補助金ノ交付ヲ受クベキ場合ハ此ノ限ニアラズ

- 一 厩舎ノ採光、通風設備等ノ設置又ハ其ノ修繕
- 二 厩舎附屬ノ遺糞運動場ノ牆壁等ノ設置又ハ其ノ修繕
- 三 厩舎附屬ノ給水、飼與等ノ設備ノ設置又ハ其ノ修繕

第四條 補助金ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ交付ス

- 一 前條第一號ノ場合ニアリテハ其ノ費用ノ三分ノ一以内ニシテ一戸ニ付三十圓以内
- 二 前條第二號ノ場合ニアリテハ其ノ費用ノ三分ノ一以内ニシテ一戸ニ付二十圓以内
- 三 前條第三號ノ場合ニアリテハ其ノ費用ノ三分ノ一以内ニシテ一戸ニ付十圓以内

第五條 補助金ノ交付ヲ受ケントスルモノハ毎年一月末日迄ニ申請書ニ施設別事業計畫書、經費

豫算書及別紙様式ニ依ル飼養種馬名簿ヲ添付シ知事ニ提出スベシ  
前項ノ書類ノ外知事ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第六條 前條第一項ノ事業計畫書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 施設ヲ必要トスル事由
- 二 工作物ノ配置圖並設計圖面
- 三 工事費内譯書

第七條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタル者申請書添付書類ニ記載ルタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘ

ントスルトキハ知事ノ認可ヲ受クベシ

第八條 補助金ノ交付指令ヲ受ケタル者ハ翌年二月末日迄ニ事業ヲ完了シ遲滞ナク事業成績書及

精算書ヲ添付セル請求書、知事ニ提出スベシ

第九條 補助金ハ事業完了後之ヲ交付ス

第十條 補助金ノ交付ヲ受ケテ設置シタル工作物ハ補助金交付ノ日ヨリ三年間改廢又ハ其ノ用途ヲ變更スルコトヲ得ズ  
但シ知事ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此限ニアラズ

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ既ニ發シタル補助金交付ノ指令ヲ變更又ハ取消ス

コトアルベシ

- 一 本程ニ違反シタルトキ
- 二 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
- 四 支出額ガ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ

第十二條 補助金ヲ受ケタル者本規程ニ違反シタルトキハ既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

第十三條 本規程ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ總テ所屬畜産組合ヲ經由スベシ

附 則

本規程ハ告示ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五條中一月末日トアルハ昭和十四年度ニ限り十月末日迄トス

00930

樣式

飼養種馬名簿

- 一名 稱
- 一指定ノ區分
- 一指定證明書番號
- 一 種 類
- 一 毛 色
- 一 年 齡
- 一 飼 養 始 期

◇鳥取縣告示第六百十六號

昭和十四年九月二十二日八頭郡中私都村ニ其ノ農地委員會ヲ設置シタリ

昭和十四年九月二十九日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

◇鳥取縣告示第六百十七號

00931

家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ「コモナス」ニ依ル牛ノ傳染性流産豫防ノ爲左ノ區域内ニ於テ飼育スル牝牛ニシテ種付後百日以内並ニ不妊ノモノ(分娩セシモノ未ダ種付セザルモノニシテ近ク種付セントスルモノヲ含ム)及種牝牛檢診左記ノ通り施行ス

依テ該牛ノ所有者又ハ管理者ハ檢診證ヲ携帶シ指定ノ日時及場所ニ牽付檢診ヲ受クベシ

昭和十四年九月二十九日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

檢診月日	檢診場所	牽付區域	牽付時刻
九月十八日	西成伯郡役場	成美村	午前九時
同 同	同 逢坂郡役場	逢坂村	同 同
同 十九日	同 天津郡役場	天津村	同 同
同 同	同 光德郡役場	光德村	同 同







昭和十三年十月三日内閣總理大臣ヲ召  
サレ賜ハリタル軍人援護ニ關スル勅語

朕力陸海軍人ノ忠誠勇武ナル明治以來屢國難ヲ克服セリ而シテ今次ノ事  
變師ヲ隣疆ニ出スヤ又克ク忠烈ヲ勵ミ以テ國威ヲ中外ニ顯揚シ朕力忠實  
ナル臣民統後ニ在リテ相率キ公ニ奉シ出征ノ將兵ヲシテ後顧ノ憂ナカラ  
シム朕深ク之レヲ嘉尙ス  
惟フニ戦局ノ擴大スル或ハ戦ニ死シ或ハ戦ニ傷キ或ハ疫癘ニ殫ルルモノ  
亦少カラス是レ朕力夙夜惻怛禁スル能ハサル所ナリ宜シク力ヲ軍人援護  
ノ事ニ効シ遺憾ナカラシムヘシ茲ニ内帑ヲ頒チ之レカ賞ニ充テシム卿其  
レ朕力意ヲ體シ之レカ規畫ニ當リ克ク其ノ績ヲ舉ケンコトヲ期セヨ

皇后宮御歌

やすらかにねむれ

こそおもふ

君のため

いのちさゝけし

ますらをのごも

# 次 目

軍人援護と國民の協力	陸軍大將 本庄 繁七三頁
傷痍軍人の立場より	陸軍大將 林 仙之七六頁
銃後援強化週間	(時局課) 七九頁
鶏卵検査の施行	(農産課) 八五頁
木炭増産施設補助規程に就て	(林務課) 八六頁
國民健康保險法解説 (三)	(社會課) 八七頁
經濟戰と貯蓄	(時局課) 九二頁
戰歿軍人軍屬の慰靈祭	(社寺兵事課) 九四頁
昭和十四年度農産物資源開發開墾事業	(耕地課) 九五頁
縣會議員選舉を顧みて	(地方課) 九七頁
建武中興神旗繼走大會に就て	(社會教育課) 一〇〇頁
軍人の母として	(社寺兵事課) 一〇二頁
鐵は戰爭の原動力	(社會課) 一〇四頁
第五回「時局と國民自覺」指導者講習會	(社會教育課) 一〇五頁
戰歿者遺族及戰傷病勇士に對する 小口融通資金貸付	(社會課) 一〇六頁

國を護つた・傷兵を護れ

## 軍人援護と國民の協力

軍事保護院總裁陸軍大將

男爵 本庄

繁

昨年十月三日畏くも 天皇陛下には軍人援護事業に關し首相を召させられて優渥なる勅語を賜り「宜シクカヲ軍人援護ノ事ニ効シ遺憾ナカラシムヘシ」と仰せられ、之が賞として多額の御内帑金御下賜の御沙汰あらせられたことは 皇恩の宏大無邊なるに只々感泣し奉つて居る次第である。

本年はこの日を記念して十月三日より一週間銃後援強化の國民精神總動員運動を行ふこととなつたのは、事變が長期建設の新段階に入つた時局下に於て實に意義深き催といはなければならぬ。

我々は 聖旨を奉體して出征將士の士氣を鼓舞すると共に第一線將兵をして後顧の憂なからしむる様萬全を期しなければならぬのである。

第一線に活躍せられて居る將兵に對しては官民悉く滿腔の感謝を捧ぐるものであることはその出征や凱旋に當つての壯なる歡送迎によつても、陸海軍への獻金が毎日數千圓より數十萬圓の多きにのぼつて居ることによつても、又現地に對して心盡しの慰問袋が絶えず送らるゝことによつてもよく窺はれるのであつて實にたのしい極みである。併し我々は更に名譽ある無言の凱旋勇士及其の遺族並に白衣の凱旋をせられ長い間不自由な生活の中に苦痛を忍ばねばならぬ傷痍軍人及其の家族のあることを心に銘じて、之等の人々には全國民が心からなる感謝の至情を致し援護の實を擧ぐる



やうにしなければならぬのである。

明治天皇は御製に

こらは皆軍のにはいいではて、

翁やひとり山田もるらむ

又

國の爲たふれし人を惜むにも

思ふはおやのこゝろなりけり

と御詠み遊ばされたのでありまして、明治天皇が出征軍人家族・戦歿者遺族の上に大御心を注がせられたことは畏しども畏き極みであるが、實際名譽ある出征軍人の家族並に戦歿者遺族の多くは心弱く力弱き婦人・子供・老人であり、物質的にも精神的にも出征者・戦歿者を一家の柱石として生活して来た人々であるので、國家としては家族・遺族の援護については格段の考慮を拂ひ各種の施設を講じて居るのである。即ち軍事扶助法による扶助を始め各般の援護の施設があり尙其の他種々の恩典優遇の途が講せられて居るのであるが、家族・遺族の援護の事たる官廳及關係者のみにては到底其の完全を期し得るものではないのである。従来とても一般國民として温き援護の手をさしおぼされる向多く、隠れたる銃後援護の篤行美談は決して尠くないのであるが、事態愈々長期戦に入つたからには國民は一層隣保相扶の美風を發揮して物心兩方面に互つて援護の完璧を期せなければならぬ。即ち家族・遺族をして「譽の家」の名譽と矜持とを永遠に堅持せしむると共に家業の上にて於て手不足に困られる場合は進んで力奉仕をして之を補つてあげなければならぬのである。

傷痍軍人に對する保護事業は官民の力の下に着々進捗を見、所期の成果を收めつゝあるは誠慶賀に禁へない次第である。殊に療養所等の建設に當つては、學校・青年團等の勤勞奉仕の下に極めて短日月の間に其の工を進むることを得て略其の完成を見たことに就ては深甚なる謝意を表する次第である。

併し事變が愈々長期に亙るに伴ひ保護を要する傷痍軍人の數は益々多きを加へて來るので政府に於ては之に對する醫療並に職業の保護に格段の努力を拂つて居るのであるが、之と共に傷痍軍人自体に對しては其の榮譽を誇らず恩遇に狃れず飽くまでも自奮自勵して再起奉公の實を擧げんことを唱導して居るのである。一般國民に於ては傷痍軍人に對して衷心感謝の念を捧ぐると共に其の再起奉公の必要なる所以を認識して、夫々の立場々々より之に對する協力支援を續けて遂に日常生活の上に具現し之をして確乎たる國民道德たらしめなければならぬのである。

傷兵に席譲りたるのみながら

今朝乗るバスに心明るし

(過日大日本聯合婦人會募集の「護れ傷兵」の和歌に應募して入選せるもの)

施す方の些細なる親切も受くる方から見れば大きい感謝であり、それが更に施す方の心に反映してそこに明朗なる精神を齎すのである。

尙傷痍軍人の再起については國家が如何に力を加へても又之等の勇士が如何に努力しても一般國民の協力支援がなかつたならば到底成立つものではない。傷痍軍人に對する國民の感謝の窮極は之等勇士の再起奉公を心から支援して立派に其の志を遂げしめるところにある。即ち工場主は進んで傷痍の勇士を雇傭し、勞務者は勇士の作業に對してはよく之を勞はり輔け其の不足を補つてあげ

るやうにしなければならぬ。又傷痍の勇士が商業等を自營する場合には進んで之が顧客になるばかりでなく出來得る限り其の販路を開拓してあげるやうにしなければならぬ。

いさゝかの品にはあれど傷兵の

店に買はむと今日も來れり

(同前)

國民はすべてこの歌の氣持で行きたいものである。

要するに家族・遺族の援護といはず、傷痍軍人の保護といはず、すべて軍人援護の事業は強い同胞愛と國民的援護の崇高なる責務の自覺が其の基調をなすものである。故に或は擧げて官廳や團體に委して拱手傍觀してなすところなしとか、或は一時的の興奮に驅られて極端にはしり忽ち冷却して顧みざるに至るとかいふのは共に我々の斷じて取らざる所である。

×

×

×

### 傷痍軍人の立場より

大日本傷痍軍人會長

陸軍大將

林

仙

之

申すまでもなく、現代戦は國家總力戦であります。いかに第一線に於て皇軍將士が勇戦健闘され

ましても、銃後國民の熱烈なる支援がなかつたならば、完全に戦果を収めることは出來ないのあります。況んや刻下多難の國際狀勢に對處して、興亞聖戰の大業を達成するに於てをやであります。政府はこゝに鑑み、昨年十月、銃後援強化週間を催し、銃後國民の後援強化を企圖せられました。本年も亦、本月三日より九日に亙る一週間を期して、銃後援強化週間を実施せられます。とは、まことに同慶に耐えない次第であります。われわれ銃後國民はみな擧つてその趣旨を體得して、只管實踐の實をあげ度いものであります。

之れわれ等銃後國民としては當然爲すべきことでありますが、又翻つてわれわれ自體を見ますとき、われわれは銃後の一員でありますと共に、亦傷痍軍人でもあります。換言すれば銃後の一員としては、本週間に於て戦歿軍人・出征軍人・軍人遺家族・或は今次傷痍軍人等に對し、衷心感謝の意を表すると同時に、一面またわれわれ傷痍軍人に對する各種の實施要目に對しては、今度は享ける側としての感謝の意を表さねばならないのであります。

われわれはもともと身を軍籍に投じました當初より、すでにその一身は大君に捧げ奉つたものでありますから、たとへその途上に於て初志成らずして今日の境涯となりましたとはいへ、これはもとより覺悟の前でありまして、われわれとして、何等之に對し需むべきものでもなく、又需めようとしてゐないのであります。わが皇國の忝けなきは、畏くも宏大無邊なる御仁慈の致すところ、われわれ傷痍軍人に對する國家・社會の保護支援は洵に至れり盡せりでありまして、われわれ傷痍軍人はたゞ皇恩の厚きに感謝感激してゐる次第であります。

併し乍ら、凡そ傷痍軍人の保護は、之を與へる側と與へられる側との氣持ち、(心構へ)と、之に伴ふ行爲とがピッタリ合はないでは、完全にその實果をあげることは出來ないのであります。わが會はこの事に關し、常々會員に戒めてゐる次第であります。

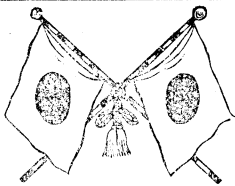
この意味に於て、わが會はさきに傷痍軍人五訓

- 一 傷痍軍人ハ精神ヲ鍊磨シ身體ノ障礙ヲ克服スベシ
- 一 傷痍軍人ハ自力ヲ基トシ再起奉公ノ誠ヲ效スベシ
- 一 傷痍軍人ハ品位ヲ尙ビ謙讓ノ美德ヲ發揮スベシ
- 一 傷痍軍人ハ操守ヲ固クシ處世ノ方途ニ慎重ナルベシ
- 一 傷痍軍人ハ一身ノ名譽ニ鑑ミ世人ノ儀表タルベシ

を制定し、遍く之を會員に頒布して之が實踐に力めしめてゐるのであります。こは要するに傷痍軍人の自肅自戒を促し、以て精神の修養に力めしむると共に、再起奉公の實を擧げしめんが爲めに外ならぬのであります。

かうしたわれ／＼傷痍軍人に對して、今回またかくも手厚き所遇を重ねられることにつきましてはわれ／＼はたゞ／＼感激の念に燃えてゐるのであります。たゞそればかりではいけない更に進んで再起奉公の實を擧ぐるは固より、積極的に公共に奉仕して終生奉公の誠を效し度いと念願してゐる次第であります。

なほこの機會に於て、實はわれ／＼傷痍軍人の口から申し上げることはどうかとも存じますが、一言申し添へて置き度いことは、傷痍軍人に對する保護優遇が、今次事變による一時的の現れでなく、いついつまでも永續されんことであります。尤もそれにはわれ／＼傷痍軍人が、大いに自肅自戒をなすべきは固より當然のことでありますが、之と共に國民の各位が眞に傷痍軍人なるものを理解されて、精神的に十分なる御支援と賜はらむことでもあります。こゝに銃後援強化週間を實施せらるゝに際し、一言所感を述ぶる次第であります。



### 銃後援強化週間

事變始まつてこゝに二年四ヶ月、申すも畏き大御稜威と、忠勇無双なる皇軍將士の武勳によつて、今や全支の大半は平定せられ、その平和は着々建設せられつゝあるのであるが、しかし東亞の新秩序建設の大業は實に前途遼遠なるものがあり、況んや國際狀勢は益々多岐に互り複雑にして、國民の本事變に處する覺悟は彌々鞏固を要するもの大である。従つて國內の銃後援強化は實に重要緊切のことであるので、今般政府に於ては来る十月三日より一週間を以て銃「銃後援強化週間」としてこれが強化徹底を計ることゝなつたので、本縣に於ても實施要項を次の如く決定して、縣内官民協力一致之が實效を擧げることゝなつた。

#### 銃後援強化週間實施要項

##### 一 趣 旨

銃後援の強化は現下の多難なる國際情勢に處し興亞聖戰の目的を達成するに缺くべからざる事項たるに鑑み茲に銃後援強化週間を設け客年賜りたる軍人援護に關する勅語の聖旨を奉體して大に銃後援思想の普及徹底を圖り官民協力以て銃後援の完璧を期せんとす

##### 二 目 標

戦歿軍人、傷痍軍人及出征軍人に對する感謝の念を昂揚し以て傷痍軍人、軍人の遺族及家族等に對する援護の心操を振起涵養すると共に國民各層の日常生活を通じて之が具現永續を圖る爲其の實踐を強化し一時的の催に墮することなく永續性を持たしむるを以て目標とす

##### 三 期 間

自昭和十四年十月三日 一週間  
至昭和十四年十月九日

四 實施要綱

- (一) 昭和十三年十月三日内閣總理大臣を召され賜りたる軍人援護に關する勅語の奉讀
- (二) 慰靈、祈願及遺烈の顯彰
- (三) 生活支援の徹底
- (四) 前線將兵、傷痍軍人、遺族及家族に對する慰安
- (五) 接遇改善の徹底
- (六) 善行者の表彰
- (七) 青少年に對する趣旨の徹底

五 實施細目

- (一) 縣に於ける實施事項
  - (1) 昭和十三年十月三日軍人援護に關し賜はりたる勅語奉讀
  - (2) 慰靈祭
- (ロ) 接遇改善協議會
  - 各警察毎に自動車、軌道其他交通機關並集會場、劇場、映畫館、湯屋、理髮店、料理屋、飲食店中食堂業等に於て座席讓與の揭示「プログラム」

昭和十三年十月十八日慰靈祭執行後の戦死者遺族を招待し十月四日鳥取市遷喬小學校に於て神式に依り執行

(3) 祈願祭  
十月三日午前十時縣下官國幣社に部長參拜し一齊に祈願祭を執行

(4) 軍事援護協議會

(イ) 九月二十八日より鳥取、倉吉、米子三ヶ所に於て軍事援護に關する協議を行ひ之が趣旨の普及徹底を期する爲實施細案、銃後奉公會の活動、勤勞奉仕、各種團體の協力施設に付協議

(ハ) 雇傭主懇談會  
に標語挿入、接遇の改善に付協議

十月五日より縣下五ヶ所に於て戦歿軍人の遺族、出征軍人の家族の雇傭歸郷軍人の雇傭、應召者の處遇、傷痍軍人の雇傭に付協議懇談す

慰問打合會、縣婦人會、愛國婦人會、縣處女會幹部會を開催し傷病兵の慰問計畫打合會開催

(5) 産業奉仕委員活動促進  
産業奉仕委員及關係職員並各種商工團體役職員の協議會を開催し應召商工業者營業援護に關する相互の連絡、産業奉仕團體員、組合員に對し營業援護の趣旨徹底促進

(6) 勤勞奉仕活動促進  
縣勤勞奉仕指導班は擔當郡の勤勞奉仕班の活動に關し郡指導員と協力し市町村に於ける奉仕施設の充實強化を圖り

(7) 積極的指導督勵

傷病軍人並療養軍人慰安會援助  
縣、市共催に依り鳥取、米子兩市に於て傷病軍人、療養軍人を招待し女學生小學生、青年團、處女會等の演技を行ひ慰安會を開催

(8) ラジオ放送  
講演會、映畫會、協議懇談

(9) 十月六日鳥取市に於て、中央より講師派遣を乞ひ講演會開催並出征將兵遺家族の慰藉激勵、傷痍軍人の保護援助、銃後家庭強化勤勞奉仕、銃後奉公會の活動促進、其の他銃後後援強化に付協議懇談し夜間に於て一般村民に對し映畫講演會開催

(10) 篤行者、優良團體の事績調査並表彰  
傷痍軍人の接遇、戦歿軍人遺族出征軍人家族の處遇並援護、傷痍軍人精神上模範とする者、戦歿者、傷痍軍人、出

征軍人の遺家族中孝子節婦賢母の事績調査並表彰

(11) 標語印刷頒布

(12) 「スライド」の頒布

(13) ポスター、パンフレットの頒布

(14) 其の他適當と認むる事項

(二) 市町村其の他に於ける實施事項

(イ) 市町村等に於ては地方の實情に即し具體的細目の實施計畫を樹立し其の實效を擧ぐるに努むること

(ロ) 青少年團、宗教團體、教化團體、經濟團體、婦人團體等各種團體は緊密なる連絡の下に本運動の實踐的協力をなす様努むること

(ハ) 市町村常會、部落常會、官公衙、學校銀行、工場等により傳達網、實踐網の

活用を圖り全市町村民に普及徹底する様努むること

(ニ) 恩賜財團軍人援護會及銃後奉公會に在りては相互に連絡を保ち本計畫に即應し各般の有效適切なる方途を講ずること

(ホ) 週間第一日の追悼祈願の時刻にはラジオ放送、サイレン又は鐘等を用ひ周知方法を講ずること

其の實施すべき事項の概目次の如し

(1) 昭和十三年十月三日内閣總理大臣を召され賜りたる軍人援護に關する勅語奉讀

(2) 護國神社參拜、戰歿軍人墓地清掃、墓參

(3) 戰歿軍人に對し默禱(第一日十月三日正午)時報、鐘、振鈴等

(4) 戰歿軍人遺族慰問

(5) 祈願祭執行參拜(傷痍軍人平癒)出

征軍人武運長久

(6) 戰歿軍人遺品、遺墨、寫眞、記録等展覽

(7) 軍人遺家族援護強化、實績檢討、計畫樹立

(8) 勤勞奉仕強化、實績檢討、計畫樹立銃後奉公會の強化

(9) 傷痍軍人、軍人遺家族就職斡旋、處遇改善並ニ雇傭主等と懇談

(10) 慰問文、慰問品發送及傷痍軍人慰問

(11) 出征軍人遺家族慰安會開催

(12) 交通機關等の座席讓與、演劇等傷痍軍人の徹底

(13) ポスター、パンフレット等配布利用

(14) 其の他本運動上必要と認むる事項

(三) 學校に於ける實施事項

市町村に於ける實施計畫に即應して實施すべき事項の概目次の如し

(1) 慰問文、慰問學藝品作製發送

(2) 訓話、修身、習字、作文等教材採取

(3) 戰歿軍人、出征軍人勳功、事績調査

(4) 家業、家事手傳の徹底及勤勞奉仕共助

(5) 銃後援強化施設に協力

(6) 其の他本運動上必要なる教育施設

(四) 其の他

(イ) 官公衙諸機關は本週間の趣旨を積極的に諸般の行政の上に具現する様留意し以て率先協力の實を擧ぐることに

(ロ) 學校其の他各種團體等或は地方の實情により期間中強調日を設定して趣旨の徹底並に其の實施を強化せんとするときは左の例を參酌して之を行ふこと

× × ×

強調日例

月日曜	強調日	實施事項
十月三日(火)	祈願の日	默禱、護國神社參拜、傷痍軍人平癒祈願及出征軍人の武運長久祈願
十月四日(水)	慰靈、遺烈顯彰の日	戦歿軍人慰靈祭或ハ墓參、訓話、戦歿軍人寫眞、遺品、遺墨、記録展覽
十月五日(木)	生活支援の日	軍人遺家族援護強化計畫樹立、勤勞奉仕、自營業者ノ支援就業斡旋、協議會
十月六日(金)	勇士讃仰の日	講演會出征軍人へ慰問文、慰問品發送
十月七日(土)	傷兵慰安の日	慰安會ノ開催、陸海軍病院療養所慰問、傷痍軍人へ慰問文、慰問品ノ發送
十月八日(日)	接遇改善の日	傷痍軍人ノ精神的接遇改善、交通機關集會場等ニ於ケル座席讓與ノ徹底、接遇改善協議會開催
十月九日(月)	美德顯彰の日	善行者表彰、銃後美談ノ調査



鶏卵検査の施行

本縣では去る十月一日から、我が縣の重要農産物の一つである鶏卵の検査が施行せられることになりました。

鶏卵は縣ばかりでなく全國的に云つても重要な農産物であるにも拘らず、時局の關係上産出量に於て不足を告げるやうになつて、今回砂糖と共にその消費の節約を要求せられてゐることは新聞やラヂオで既に御承知の事と思ひます。今本縣に於ける養鶏の状況について記します。

養鶏戸數

一萬四千三百四十五戸

飼養羽數

二十萬四千六百三十一羽

鶏卵生産額

六萬四千二十五箱(四貫詰)

この價格

五十六萬三千七圓

に上つてゐまして、その主なる移出先は大阪、神戸、京都、下關等でありませう。

然るに本縣の移出にかゝる鶏卵は他縣産のものに較べて、その品質價格に於て遜色がありまして、遺憾な點が少くないので、今後この移出鶏卵の出荷の統制を圖り、聲價の向上を期しようとするものであります。検査規則等は本年九月十二日發行の鳥取縣公報に掲載してありますから御覽下さい。(公報は各市町村役場にあります)本検査は縣外移出の鶏卵に對しては強制的に行はれるものでありまして、検査しないで移出すると處罰せられることになつてゐます。

この鶏卵検査の實施は養鶏の改良増殖と併行しなければその圓滿を期することが出来ませんので、縣に於てはその計畫を樹て、居るのであります。縣に於てはその計畫を樹て、居るのであります。その増産計畫概要は三ヶ年計畫で二十八萬羽に増殖せんとするものであります。而して縣下現在の平均産卵箇數は一四四、二箇であります。これを百六十箇に増加しやうとするものであります。

右の計畫を實施する爲には全國的に初生雛配給統制要項が出来てゐまして、雛の註文はこれ

00954

までのやうに勝手に注文することは出来なくなりました。本縣では縣の養鶏組合聯合會を通じて注文することになつてゐまして、今後は同會に申込み優良健康な雛を適正價格で配給されます。

以上のやうにして本縣の鶏卵が統制せられますと、今後は改良せられた因伯卵として立派に市場で取引されることとなり、その價格も向上するわけでありますから、一般農家は少くとも二、三十羽の鶏を各戸に飼育して外貨の獲得及自給肥料の増産に努め、且つ農家以外に於ても能ふ限り養鶏につとめてこれが増産を期待することにしたと思ふのであります。

× × ×



### 木炭増産施設補助規程に於て

政府が長期建設の新段階に對處し、農林水産物の増産國策を樹立してこれが遂行に邁進してゐることは既に本報に記した處であるが、本縣に於ても農林省令第十九號を以て公布せられた重要農林水産物増産助成規則に基き九月二十二日告示第五百九十號を以て、木炭増産施設補助規程を發布せられ木炭の増産を確保するために補助金を交付して一層その増産を期せんとするもので、左に其の要領を摘記して参考に資することとする。

一 補助金は次に掲ぐる施設をなし又は生産基準數量以上の増産を圖つた木炭増産組合(製炭實行組合を含む)同聯合會又は市町村、産業組合に交付することになつてゐる。

- (1) 集合式又は連通式炭窯及「ガッソン」代用木炭窯の構築
- (2) 前號炭窯に附設する簡易運搬施設(作

00955

- 業道、一輪車、リヤカー、雪橇、馬車制動機、カンジキ代用器具足類)
- (3) 雪中製炭施設(板修羅、炭材積積、炭材搬入設備、炭窯防雪設備等)
- (4) 市町村又は二市町村以上を區域とする木炭生産團體の市町村別木炭生産基準數量以上の増産

二 補助金の標準額は前項の(1)、乃至(3)の施設に對しては、その經費の四分の一以内。前項(4)の増産に對しては木炭一貫當りにつき壹錢以内となつてゐる。

三 補助金の交付を受けんとするものは前年度三月十五日までに申請書(所定の様式)を知事に差出さねばならぬ、(本年度に限り九月三十日までに差出すこと)

一項(1)、乃至(3)の施設に對し補助の指令を受けたるものは、當該年度の十二月末日までに事業を完了しその完了届を(所定の様式)、又(4)の補助金に對しては四月より十一月までの八ヶ月を前期と

し、十二月より翌年三月までの四ヶ物を後期として補助金請求書(所定の様式)に擔當林産物検査員増産證明書を添付して前期に屬するものは十二月五日迄に後期に屬するものは四月五日までに知事に差出すことになつてゐる。

四 知事に差出す書類は總て施行地市町村役場を経由せねばならない。

尚様式その他の必要事項は市町村役場又は擔當林産物検査員に問合せ下さい。

× × ×



### 國民健康

### 保險解説 (三)

(五) 保險事業の經營

(1) 保險給付の種類

國保組合の事業は要するに平素組合員から小額の保険料を徴収して置いて、一朝組合員又は其の家族即ち被保険者が病氣に罹つたり、負傷したり、産をせしたり、又は死亡したりした場合に、夫々療養・助産・葬祭の給付を爲すことを主たるものとし、其の他被保険者の健康増進の爲の種々の保健施設を爲すものであります。

此のやうに組合の保險給付には療養・助産・葬祭の三種類があるのであります。この中療養の給付は本制度の趣旨に鑑み、必ず其の事業中に加へねばならぬのであります。助産・葬祭の給付は組合の經濟事情又は地方事情に依つて行はなくてもよいことになつてゐます。

(2) 醫療組織

組合は被保険者が疾病負傷等の場合醫療を施すのであります。然し組合自身が病院や診療所を持つて居るのではありません。もとより

組合病院・組合診療所を持つことは差支へないのであるけれども、之を持つには多額の費用を要するので組合設立の當初には之を持たないのが普通であります。従つて組合では其の地方の開業醫・病院等に一定の報酬を支拂ふことを契約し、之等の醫師を組合指定醫として置いて之に被保険者の診療を委託するのであります。

(3) 醫療費

組合は指定醫に診療を委託する爲醫師側を代表する縣醫師會と契約を締結するのであります。醫師會は醫療費の單價を從來の慣行料金の二割乃至三割程度引下げて契約するのであります。それは醫師側としては從來所謂掛け倒れが二割乃至五割程度もあつたのであるが本制度が施行されれば、組合が責任を以て醫療費を支拂ふので此の掛け倒れがなくなるばかりでなく、本制度のもとでは組合が醫療費を支拂ひ、被保険者は受診證さへ持つて行けば醫師の治療を受けることが出来るので患者数は相當程度増加し爲に醫師の収入は著しく増加するやうになるの

て二割乃至三割程度醫療費の單價をさげてもさしたる苦痛はなくむしろ從來より収入は増加するのであります。

此の様に被保険者は疾病の際組合の指定醫にかゝるのが普通であります。中には旅行先で病氣をしたとか、特別の専門醫にかゝる必要があるとか云ふ場合があります。この様な場合には被保険者はその醫療費を醫師に支拂つて、領收證を組合に提出し組合の承認を得て組合から一定の醫療費の支拂を求めることが出来ます。

(4) 醫療組織の範圍

指定醫等の範圍は從來其の地方で通常利用されて居る病院・診療所・開業醫師・齒科醫師・藥劑師等總べて組合の醫療組織中に包含し、被保険者は何れの醫師にでも診て貰へることゝなるのであります。

此の醫療組織の範圍を如何に定めるかに付ては組合は地方長官の認可を得ねばなりません。(法四六條)地方長官は之を決定するに當つては國民健康保險委員會に諮問し、其の答申を俟つ

て認可することゝなるのであります。大林何郡及何市の醫師齒科醫師及藥劑師と云ふ風になるのであります。

(5) 醫療内容

尙この際一言して置きたいことは、此の制度になると藥價や注射の單價が安くなるから醫療内容が低下してはせぬかと云ふ人がありますが決して左様なことはないであります。指定醫の醫療内容については縣醫師會も、縣の係醫師も充分監督して居るのであり、從來の組合の實績に徴すると反つて從來よりも醫療内容が向上して居る状況にあります。何故かといふと指定醫としては、從來治療しても支拂ふか何うかわからぬ様な患者には必要な治療もしなかつたのであらうが、本制度では組合から必ず金が入るので十分な治療をすると云ふ傾向にあるからであります。

(6) 一部負擔の制

尙この制度に於ては一部負擔の制度といつて患者が醫師にかゝる際に多少の負擔(醫療費の



三割—五割)を負はせることにしてあります。これは、「保険料を納めて居るのだから醫者に、かゝらねば損である」と云ふ様な氣持で、つまらぬことまで醫師にかゝつたり、又醫師の所まで徒歩で行けるのに横着をして醫師を迎へるといふ様な弊害を除き、又平素の保険料の負擔を軽くしやうとする爲であります。

一部負擔の徴收方法は療養を受ける都度醫師に徴收して貰ふ方法と、療養を受ける際は無料として、後日醫師の請求書が出てから組合が患者から徴收する方法とあるのですが、之は組合の意思に依りごの方法をとつてもよいのであります。

尚、助産の給付には一部負擔は爲さしめないこととなつてゐます。

### (六) 保 險 料

#### (1) 保険料額の決定

組合は以上述べた事業に要する費用に充てる爲に組合員から保険料を徴收するの、あります

が、保険料の額及その徴收方法は各組合の保険給付の内容と、地方の實情に適應するやう組合に自治的に決定せしめることになつてゐます。組合の地勢に依つて、例へば山間の僻地では醫者にかゝる機會も少く、従つて醫療費は少額で足り、市部や其の隣村では醫療費も多額に上り従つて保険料も多く徴收せねばなりません。

又保険料は保険給付の種類(療養の給付、のみか助産の給付も含むか)範圍(齒科診療を含むか、齒科補綴をも含むか入院を含むか看護移送は含めぬか)支給期日(一八〇日にするか、九〇日にするか)等を如何に定めるかに依つて醫療費額が増減し、従つて保険料も之等に依つて異なるのであります。しかし實績に徴しますと、一戸平均月四十錢から八十錢程度であります。

保険料は資力に依り(戸數割標準)十階級乃至二十階級に分ち、富者は多く貧者は少く徴收するのであります。こゝに社會政策的意義があるのであります。大体一級の者で月十錢、二級

の者で月四、五圓程度に定めることになつて居ります

#### (2) 徴收方法及拂戻

保険料の徴收方法としては毎月徴收するのが原則であるが、年三期位に分けて收穫季節等を考慮して徴收してもよいのであります。又保険料は金銭ばかりでなく物納をも認めることが出來ます。

保険料の未納者に對しては強制徴收の制がありますが、一方又實際支拂困難な者に對しては保険料の減免及び徴收猶豫の制もあります。

尙保険料拂戻の制(法二三條、施一六條)がありまして、一年間家族全員が給付を受けない組合員に對しては、保険料の四分の一以内を拂戻すことが出来るやうになつてゐます。

#### (3) 割増保険料

この外保険料の公平を期する爲、被保険者五人以上の世帯では一人を増す毎に月二錢乃至五錢程度の割増保険料を徴收します。しかしこの割増保険料の總額は基本保険料の總額の一割を

超えてはならないことになつてゐます。

### (七) 結 論

以上は國民健康保險制度について其の概要を平易に説明した積りではありますが、要するに現在國民生活上の一番大きな悩みの種であり、國民保健の見地からも忽にするこの出來ない醫療費負擔の問題の解決策としては、速に國民健康保險組合の普及を圖るにありといふことを強調したいのであります。健康な農民を作ると共に、農村疲弊の瘡疾となつて居る農家負債の根源を絶ち、根本塞源的に農村經濟更生を圖らんとするのが本制度の大理想であります。

今や我國は暴支膺懲新東亞建設の聖戰に、國力を總動員して東洋永遠の平和を確立すべく目的達成に邁進しつゝあるのであります。國民健康の保持増進を圖り、旺盛なる精神力と強健な體力を涵養して以て、兵力の充實に、産業能率の増進に將又銃後萬般の備へに萬遺憾なきを期することは、極めて肝要なことでありませぬ。

何とぞ皆様は國民健康保險制度の使命とし、理想とする所を克く休得せられ、本制度の速なる普及發展に協力あらん事を切望する次第であります。

× × ×



### 經濟戰と貯蓄

#### 一 本年度の國民貯蓄目標

昨年度は公債を五十六億圓募集し、今年は六十億圓を募集する豫定になつてゐる。今どの位公債があるかと云ふと今年の五月末まで二百七十七億四千萬圓である。以前には國債が百億圓となれば日本は潰れるだらうと云はれたもので

あるが、今百八十億の公債を發行して餘悠綽々であるとは日本も大きくなつたものである。しかし又これから六十億の公債を出すことになると來年の此頃には二百三十四億圓になることになるので、今の處餘悠綽々でも事變が永びくに従つて、國民が非常な決心を持たなければ到底やりをほせない事もあると云はねばならぬ。しかしこの今年の公債六十億といふのは所謂軍事費としての金であつて、この外に戰爭に必要な生産擴充、平和産業、軍需産業に使ふ民間の需要資金が三十億圓、その外滿洲の資源開拓に七億圓、北支中支に三億圓は本年どうしても必要なのである。

#### 一 公債消化の現状

本年度の國民貯蓄目標額百億圓はかうした事情から決定せられたものである。實際の處戰爭が始まつた一昨年は仲々公債が捌けなかつたのであつて、發行した公債の五割七分しか賣れなかつたのである。これは國民が

この戰爭遂行上、公債がどうして必要かといふことが本當に分つてゐなかつたり、又政府も餘り真相を云はなかつた爲と思はれる。

ところが日と共に國民がだん／＼自覺して、これは容易ならんと云ふ決心が出來て來て、昨年は百のうち八十七賣れ、今年になると百に對して百十賣れるに至つたのである。百十と云ふのは昨年賣れなかつた分も本年になつて賣れたためである。従つて戰爭が始まつてから今日までを平均すると、百の公債が八十八まで賣れた計算になつてゐるのである。

このやうに國民が自覺するならば、公債の賣行は心配ない、現状にあるのであるが、もしこの國債が國民の間に消化されない、又貯金も足りないこと云ふことになる、どうしても紙幣が餘計に出ることになるのであつて、この紙幣が餘計出ると云ふことになるインフレーションが起るのである。

#### 一 國民所得と國家財政

日本の財産は昭和十年には全体で千四百億、同年の所得は發表されなかつたが思つた程多くなかつたのである。國民所得とは云ふまでもなく國民の懐に正味残る金のことであつて、もとよりこの國民所得から生活費も教育費も出さなければならぬのであるが、その國民所得が昭和十一年頃既に百三十四億位あつたのである。この頃の國民所得については大藏省でも調査は出來てゐないのであるが、學者の調査や各方面の經濟調査の材料から綜合して、大体昨昭和十三年の國民所得は少くとも二百億圓それで毎年二十億乃至三十億圓殖えて行く勘定になつてゐるから、今年は二百二十億の國民所得になるであらう。然るにそのうち國の使ふ金は、特別會計と事變費併せて八十八億圓であつて、之は二百二十億の四割になる。國民所得の四割と云へば大きいのであるが、歐洲大戰では何れの國でも國民所得だけでは間に合はず、以前積んだ國民の財産にまで食ひ込んで戰つたのである。日本は今年の事變で、この位の程度ならば國

民所得の四割位で、先づ餘悠綽々であると斷言してよいのである、であるから國民が努めて貯蓄を怠らなければ、まだ何年續いても日本の財政は搖がないと云へるのである。

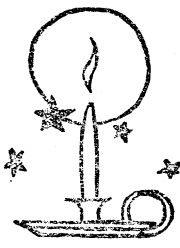
一、樂觀は禁物

しかしこれは正に樂觀的な話である。素より悲觀することはないのであるが、時局の重大性を鑑みる時樂觀は極めて禁物である。悲觀もせず樂觀もせず、本當の日本の財政經濟の現状を掴んで考へなければならぬのである。

近代戦争はどうしても經濟戦であつて、いくら戦闘に勝つても經濟戦争に負ければ、結局に於て戦争は負けである。ドイツは先の大戦に於て戦闘には四ヶ年間殆ど負けてゐない。東はプロシヤから西はフランスに於ける戦線に至るまで總てに於て勝つてゐた。そのドイツが最後の五分間で大河の堤が決潰する如く負けてしまつたのは、全く經濟戦に敗れたからであつた。即ち戦闘には勝つても戦争最後の結末につけるも

のは武力戦でなくて經濟戦であることが明かにわかるのである。だから日本も、勝つた勝つたと云つてうっかりしては居られないのである。しつかりと經濟戦に對しても長期戦の最後の勝ちについて固い覺悟を持つてゐなくてはならぬのである。

現在の重大政策中の消費の節約、物價の抑制百億貯蓄、そして物資生産力の擴充、これ等は皆この最後の勝を決する經濟戦への態勢である。



戦歿軍人軍屬の慰靈祭

銃後援週間中の第二日に、鳥取縣及び恩賜財團軍人援護會鳥取縣支部では共同主催の

00953

来る十月四日午前十一時より鳥取市、舊小學校講堂に於て今次事變に於ける戦歿軍人並に軍屬の慰靈祭を神式によつて執行することとなつた。右慰靈祭の被招待資格者は、昭和十三年十月十八日慰靈祭執行の際案内を受けざりし戦死者遺族一世帯一人である。參列の遺族の方々に對しては鐵道賃、軌道賃及び車馬賃の幾分を支給せられ、更に記念品をも贈呈することになつてゐる。

尙ほ當日は第十師團長代理、吳海軍鎮守府司令長官代理、舞鶴要港部司令官代理を初め落合部隊長、鳥取高等農業學校、男女中等學校、青年學校、教員養成所、市内各小學校生徒も參列參拜することとなつてゐる、又遺族の方々に對しては慰安として世界館、帝國館の活動寫眞及び目下開催中の興亞聖戰博覽會等を無料觀覽せしめる筈である。

× × ×

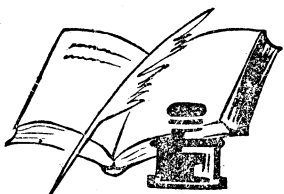


昭和十四年度農産物資源開發開墾事業

支那事變は彌々長期建設の段階に入り、東亞の新秩序建設に我國は國家の總力をあげて官民一致の協力を以て邁進してゐる、この非常時下に於て政府は國策上凡ゆる對策及措置を講じつゝあるのである、農林省が昭和十三年度より助成の途を拓いてゐる、農産物資源開發開墾事業は、舊耕地により農産物の増産を企圖すると共に、一方新に開墾を行なつて耕地の擴張により一層増産目的の遂行を期せんとするもので、このことについて既に本報に記したのであるが本年度に於ても引續き助成せられることになつてゐるので、本縣に於ては該當のものにつき調

査して左の如く助成金交付の手續をとることになつた。

郡別	地區數	開墾	反別	事業費	獎勵金交付見込額
岩美	九	五 <sup>反</sup> 一二〇〇	二、五四八〇〇	一、〇一九二〇	
八頭	八	六一五〇〇	二、六四五〇〇	一、〇五八〇〇	
氣高	一〇	五二七〇〇	二、五三七〇〇	一、〇一四八〇	
東伯	三八	四〇八〇〇〇	一五、九一三〇〇	六、三六五二〇	
西伯	一〇	二〇八〇〇〇	一〇、九一二〇〇	四、三六四八〇	
日野	一				
計	七五	七八一四〇〇	三四、五五五〇〇	二三、八二二〇〇	



縣會議員選舉  
を顧みて

興亞聖戰下に於て銃後國民が理想的選舉の實現を期し選舉犯の豫防に將亦棄權の防止に自肅自戒、し眞に人材を擧げて國民の總意を政治に反映せしめてこそ舉國一致、盡忠報國の發露で銃後國民として國家に對する重大義務である。

今次の縣會議員選舉は、昭和十年全國的選舉肅正運動の開始以來第二次の選舉であり、その肅正の實績を徴するに洵に好機會であつたので

ある。この秋に當り鳥取縣會議員の選舉は實に全國に魁して行はれたので、折も折とて全國民の視聽の的であつた、本縣に於ては凡ゆる方途を講じ肅正の萬全に遺憾なきを期して臨んだのである。氣高、日野の兩郡選舉區は無投票にて當選者が決定せられたが其の他の選舉區に於ては何れも激戦が展開せられたのであつた。

この度の選舉は大體に於て惡質犯其の他の違反無効投票は前回に比し減少し殊に投票用紙に雜事の記入は著しくその數を減じて居ることは時局を反映して緊張味を示してゐる。又棄權率は一割六分一厘でこれを前回の一割四分六厘に比すれば、一分五厘の成績低下を示し甚だ遺憾の至りであるが、これは時局の影響による出稼に基因するもの、如くである。今これを各郡市別に表すと次の如くである。

郡市別	種類		棄權率
	有權者數	投票數	
	有	無	效
	棄權者數	投票數	棄權率

各郡市別無効投票調

区分	白紙ノ儘投票 票セルモノ		雜事ヲ記セ ルモノ		議員候補者ノ氏 名ノ外他事ヲ記 載シタルモノ		其ノ他		計	千人ニ對スル比
	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回		
鳥取市	二四三	二四三	四三九	三九八	一五八	一五八	四四五	四四五	一一三六	二一九人
米子市	五	五	一三	一三	二〇六	二〇六	二〇四	二〇四	一一〇四	一九七
岩美郡	一一二	一一二	一〇五	一〇五	二四九	二四九	五五三	五五三	一一〇三	一一五三
八頭郡	二六六	二六六	七二三	七二三	四〇六	四〇六	八三八	八三八	一一九三	二〇七
氣高郡	四二	四二	二四	二四	二二	二二	九一	九一	一一七九	一九
東伯郡	三九	三九	四一	四一	一七一	一七一	一六一	一六一	二二四八	四三
西伯郡	三三三	三三三	三九〇	三九〇	二七	二七	一八九	一八九	三三六九	七〇
日野郡	二二四	二二四	一四七	一四七	一八七	一八七	四八二	四八二	九九〇	一四
計	一一二六	一一二六	二四〇	二四〇	二二七	二二七	六五一	六五一	一一三三四	一七

×

×

×

区分	白紙ノ儘投票 票セルモノ		雜事ヲ記セ ルモノ		議員候補者ノ氏 名ノ外他事ヲ記 載シタルモノ		其ノ他		計	千人ニ對スル比
	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回		
鳥取市	八三二	八三二	七三三	七三三	六三二	六三二	一五六	一五六	一八五三	〇、二二九
米子市	八七五	八七五	六七九	六七九	五二八	五二八	二二四	二二四	一、二六八	〇、二四三
岩美郡	七三三	七三三	七〇一	七〇一	六〇六	六〇六	八二	八二	一、〇五一	〇、一六五
八頭郡	一三、八三六	一三、八三六	一三、六六二	一三、六六二	一〇、六九四	一〇、六九四	一九三	一九三	二、二七五	〇、二七二
氣高郡	九、六六五	九、六六五	九、六六五	九、六六五	一一、七三五	一一、七三五	一〇三	一〇三	九七二	〇、二二六
東伯郡	三、五二一	三、五二一	三、五二一	三、五二一	二八、六三三	二八、六三三	二四八	二四八	三、六五〇	〇、一六二
西伯郡	一八、四三九	一八、四三九	一五、八四六	一五、八四六	一八、四七七	一八、四七七	二九七	二九七	二、七四一	〇、二一六
日野郡	七、七〇一	七、七〇一	無	無	一八、四七七	一八、四七七	三三六	三三六	三、二五九	〇、二四三
計	一〇〇,四九六	一〇〇,四九六	六四,三〇五	六四,三〇五	七,三五五	七,三五五	一,三三四	一,三三四	二,五五五	〇、二六一

×

×

×